

令和9年度「亀岡市ふるさと産品創出等支援事業」事業者提案募集要項

1 はじめに

亀岡市(以下「市」という。)では、本市の地域特性を生かした魅力的なふるさと産品の創出または生産強化等(以下、「ふるさと産品の創出等」という。)を促進し、地域の活性化、産業振興及び雇用の促進によって市民生活の質の向上に資することを目的に、ふるさと納税制度の仕組みを活用したクラウドファンディング(以下「CF」という。)による 資金調達を原資とした補助制度「ふるさと産品創出等支援事業」を実施しています。

本市での効果的かつ発展的な事業展開を目標として、魅力あるふるさと産品の創出等に挑戦する事業者の提案を次のとおり募集します。

2 制度概要

市は、亀岡市のふるさと産品の創出や既存産品の生産強化等により、本市の地域ブランド創出に挑戦する事業者等に対し、補助金を交付します。

本補助金では、新たなふるさと産品創出等を希望する事業者等からの提案を公募し、提案された事業を採算性や目標達成可能性、ふるさと納税の返礼品としての内容などについて市が審査します。本補助金の対象は、市が採択した事業に限り、採択された事業提案については、市が CF による寄附を募集します。

募集期間内に CF で集まった寄附額を原資に、亀岡市ふるさと産品創出等支援事業補助金交付要綱の規定により、事業者等へ補助金を交付します。

起業や新規事業をスタートさせたい、もっと多くの人に商品を知ってもらいたい、また提供していきたい。そんな方々を亀岡市は積極的に支援していきます。

3 補助対象

(1) **補助対象者** … 以下のすべてを満たす事業者等を補助対象者とします。

- ・市内に事業所を有し、又は開設を予定する者で、当該補助金の交付決定の日から 5 年以上継続して補助事業を行う意思を有する者
- ・**CF の寄附額が目標額に達しない場合であっても、自ら補助事業に取り組む意思を有する者**
- ・補助金を活用して創出または生産拡大した商品等を、本市のふるさと納税返礼品として提供する意思を有する者
- ・市税等の滞納(納税猶予等の措置によるものを除く。)がない者
- ・亀岡市暴力団排除条例(平成 24 年条例第 24 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団員又は同条第 4 号に規定する暴力団員等に該当しない者

(2) **補助対象事業** … ふるさと産品の生産、製造及び加工に要する施設・設備等に関するもの

(3) 補助対象経費 … (2)に関する経費のうち以下の経費を対象とします。

- ①工場・作業場等の建物取得に係る建設費
- ②中古建築物購入費 ※2
- ③建物付帯設備の整備又は、取得に要する経費
- ④ふるさと産品創出等に要する構築物の取得及び機械装置等の取得に係る経費
- ⑤増改築費
- ⑥備品購入費(ふるさと産品創出等に要するものに限る。)
- ⑦委託費(ふるさと産品創出等に要するものに限る。)
- ⑧その他ふるさと産品創出等に必要と認める経費

※公租公課、消費税及び地方消費税、官公署に支払う手数料等、仲介手数料、人件費、飲食費、消耗品費、その他社会通適切と認められる費用は除きます。また、国、他の地方公共団体等からの補助を受けている経費は除きます。ただし、土地の購入費及び土地の造成費は、補助対象経費としません。また、既存の建物等の取得又は売買を伴う経費にあつては、当該物件の売買価格と当該物件の固定資産評価額(地方税法(昭和25年法律第226号)第381条の規定により固定資産台帳に登録された価格をいう。)のいずれか低い方の額を補助対象経費の上限とします。

※2 補助対象経費のうち中古建築物購入費について、次のいずれかに該当する場合は、補助金交付決定を取り消し、補助金の返還を命じるものとします。

ア 取得後、直ちに若しくは事業の用に供することなく除却し、又は補助事業の目的に反して使用したとき。

イ 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数を経過する前に、正当な理由なく除却し、又は事業の用に供しなくなったとき。

4 補助金額

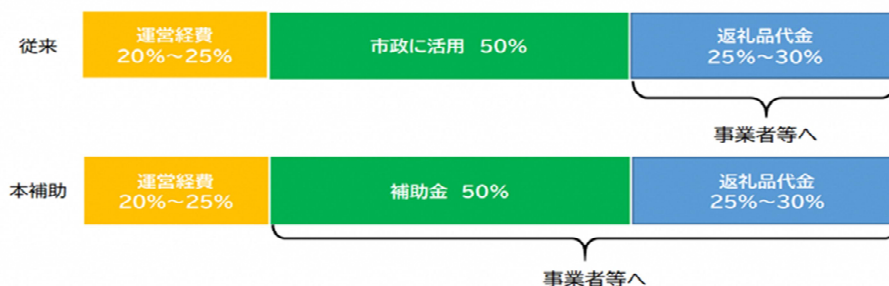
・補助金額は CF 寄附額 50%(1,000 円未満切捨)とし、補助対象経費の合計額を上限とします。

・寄附目標額に達しなかった場合であっても、CF 寄附額の 50%以内で補助金を交付しますが、補助対象経費と補助金の差額分を自己資金により補完し、事業実施していただきます。

補助金額: CF で集まった金額の50%
補助上限: 対象経費の満額
寄附目標額: 補助対象経費(=購入したい設備等の価格)の 2 倍に設定
※最低設定額は100万円

例)100万円の設備を購入したい場合、寄附目標額設定は200万円になります。寄附目標額を CF で達成すると、上限100万円の補助を受けることができます。

【寄附金使途内訳】



5 留意事項

・本事業は、令和9年度亀岡市一般会計予算の成立を前提として実施するものであり、令和9年度予算の議決、成立をもって正式に実施を決定するものとします。予算の成立状況等により、事業の中止または変更をする場合があります。

・補助金申請にあたり、税の滞納のないことの証明や法人の場合は関連資料等、必要な書類を添付いただきます。

・補助金額を超えた設備導入等の経費は事業者負担となりますのでご留意願います。

・補助金事業は、補助金交付決定年度内に完了してください。万が一、年度内に事業の完了が見込めない場合などには、補助金の交付取り消しまたはすでに交付した補助金の全額もしくは一部の返還を命ずることがあります。ただし、相当の理由が認められる場合は、協議するものとします。

・補助金の交付対象事業はいかなる事情があっても、事業の開始から5年間は、事業を継続する義務を負います。

・補助金交付後5年間は市の求めに応じ、事業報告等、必要書類の原本を提出する義務を負います。

・本市の他の補助制度の対象となる事業については、補助対象外とします。

・補助事業が複数年度にわたる場合は、年度ごとに補助申請を行っていただきます。なお、同一事業での補助申請は、開始年度を含む2年までとします。

6 補助金交付までの流れ

令和9年度分補助事業の流れは下記のとおりです。

スケジュール		事業者等		亀岡市	
申請 年度 に 完 了	1 令和8年9月末～ 10月30日まで	市との事前協議	事業内容等説明		
	2 令和8年11月中旬	事業提案	企画書案書等を提出		
	3 令和8年12月上旬			審査	採算性、返礼品の内容等を 審査
	4 令和8年12月下旬			採択	CFの実施を決定
	5 令和9年1月上旬～ 3月末	クラウドファンディング準備			
	6 令和9年4月	補助金交付申請	様式第1号を提出		
	7	必要に応じて 事前着手	交付決定前に事前着手が必 要な場合		
	8 令和9年4月	クラウドファンディング開始・寄附募集			
	9 上限金額達成or 市が定める期間	寄附額が対象経費の満額に到達or募集期間終了			
	10 10日以内に			補助金交付決定	場合により条件付きで交付 決定
	11	必要に応じて 概算請求	完了前に交付が必要な場合 様式第9号を提出		
	12 交付決定後	事業開始	商品開発生産拡大に向けた 設備投資等		
	13 速やかに	事業完了			
	14 完了後 30日以内	実績報告	様式第6号を提出		
	15			補助金額確定	交付決定内容との整合性を 審査
	16	請求	様式第8号様式を提出		
	17 請求を受けて 30日以内			補助金交付	事業者等が指定する口座に 振込
	18 返礼品完成後 速やかに	返礼品登録	順次寄附者に返礼品提供		

※CF 開始は、令和9年4月1日を予定しています。なお、寄附目標額が早期に達成した場合、CF での募集は停止しますが、補助金交付申請、交付決定の前倒しが可能です。

7 応募・審査

(1) 募集期間

令和8年11月13日(金)17 時まで。ただし事前相談については10 月 30 日(金)まで。

※郵送の場合は必着

(2) 提出書類

- ①企画提案応募書(様式1) 1部
- ②企画提案書(様式1-2) 3部 ※内容が網羅されていれば任意様式での提出も可
- ③補助対象経費の概算見積書(様式1-3) 3部
- ④事業実施体制の組織表(任意様式) 3部
- ⑤決算書等(概ね3 期分) 3部
- ⑥滞納がないことの証明書 1部

(3) 参加資格

- ①自らが事業の実施主体である中小企業基本法第2 条第1 項各号に掲げる個人、法人
- ②市内に本社、支社、営業所等の拠点が立地(立地予定含む)し、ふるさと産品を生産、製造、付加価値を伴う加工等を行う個人、法人
- ③代表者が亀岡市暴力団排除条例第2 条第3 号に規定する暴力団員又は同条第4 号に規定する暴力団員等に該当しない者
- ④地方自治法施行令第167 条の4 の規定に該当しない個人、法人
- ⑤会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続きしていない個人、法人
- ⑥国税及び地方税を完納(納税猶予等の措置を受けている場合を除く。)している個人、法人
- ⑦宗教活動や政治活動を目的としていない個人、法人
- ⑧要項の配布時から補助金交付決定までに市から資格停止の措置を受けていない個人、法人

(4) 提出方法

土日祝日を除く午前9時から午後5時までに郵送または窓口で提出してください。

(提出先) 亀岡市役所 産業観光部 商工観光課

〒621-8501 亀岡市安町野々神8 番地 (3 階)

(5) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
提案者について	・実施体制、実績	10 点
提案内容について	・独創性、新規性、市場性、成長の可能性 ・優位性、実現性 ・社会貢献、経済波及効果 ・法的な問題 ・ふるさと納税の返礼品としての可能性	50 点
資金計画について	・収益性 ・資金計画	30 点

事業提案金額について	・費用積算	10 点
		合計 100 点

(6) 応募・審査にかかる留意事項

ア 事前協議

企画提案前に、必ず市と事前協議を行ってください。協議の結果、CF の実施内容や寄附目標額に変更が生じる場合があります。また企画提案内容によって補足説明等を求める場合があります。

イ 複数申請

同一の個人または法人による同時期における複数の申請があった場合は失格とします。

ウ 虚偽の記載に対する取扱い

応募(提出)された書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

エ 応募(提出)された書類の取扱い

応募(提出)された書類は、いかなる理由に関わらず、返却に応じません。

オ 選考結果の疑義

一切認めません。

カ 著作権の取扱い

提出書類に含まれる著作物の著作権は、提出者に帰属します。

キ 提出書類の複製等

提出された書類は、業者選考の目的の範囲で複製することがあります。なお、提出された書類(複製した書類を含む)は業者選定以外の目的で使用はしません。

ク 守秘義務

本企画提案の参加不参加を問わず、本業務において知り得た情報は、本業務の目的外に使用し又は第三者に開示もしくは漏洩してはなりません。また、本業務への関わりが 無くなり次第、市から配布された資料がある場合は返却し、その他知り得た情報については、適切に廃棄してください。

(7) 質疑応答

本募集要項の内容(業務や企画提案に関する内容を含みます。)について、不明な点がある場合は、ホームページに記載の「よくある質問(Q&A)」をご確認ください。「よくある質問(Q&A)」を確認しても不明な点がある場合は、次の方法により質問を提出してください。

①提出方法

専用フォームに、質問内容等必要事項を入力し提出してください。

※質問専用フォーム:<https://logoform.jp/form/JbYC/1477896>

②回答方法

質問書到着後、1 週間以内にフォーム記載のメールアドレスに回答します。

③その他

「(3)参加資格」に該当しない方からの質問、指定した方法以外での質問については、一切受け付けませんのでご注意ください。

また、公平な企画提案公募の審査を行うため、審査基準にかかる内容及び他の提案者等に関する内容の質問についても、一切受け付けしませんので、併せてご注意ください。

(8) その他

応募様式については、亀岡市の HP に掲載します。下記 URL からダウンロードしてください。

<https://city.kameoka.kyoto.jp/>

8 クラウドファンディング

(1) 募集方法

- ・審査の結果採択された事業は、ふるさと納税ポータルサイト等における CF 型ふるさと納税として、市が寄附を募集します。
- ・寄附募集期間は、年度末までの期間内で協議の上、決定します。

(2) 補助金額の算出

- ・提案時に提出された補助対象経費の概算見積書の額により算出します。
- ・なお、寄附目標額未達成の場合、集まった寄附額の 50% が上限となります。

(3) 補助金の支払いの流れ

- ①補助金は、亀岡市ふるさと産品創出等支援事業補助金交付要綱に基づき、寄附額が寄附目標額に達した時点または CF 実施期間終了後に市が交付決定を行います。
 - ②補助金の支払いは原則として実績払いとなるため、事業完了後、速やかに実績報告の提出をお願いします。
 - ③実績報告確認後、市が実績に基づき、補助金額を確定します。
補助金の金額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。
 - ④確定した補助金額について、市に対して請求書の提出をお願いします。
 - ⑤請求に基づき、申請者が指定する銀行口座に補助金をお支払いします。
- ※実績払いを原則としますが、経済的な事情など、事業を達成するために完了前に補助金を交付する必要があると特に認める場合は、補助金の全部または一部を概算交付します。

9 補助事業に関する留意事項

(1) 損害賠償

当該補助事業の遂行中に、補助事業者が市又は第三者に損害を与えた場合は、直ちに市にその状況及び内容を報告してください。また、損害賠償の責任は補助事業者が負うものとします。

(2) 事故

当該補助事業の遂行中に事故があったときは、所要の措置を講ずるとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について速やかに市に報告しなければなりません。

(3) 提案募集の停止・中止又は取消し

市の施策方針変更や緊急等やむを得ない理由により、提案募集を実施することができない場合、停止・中止又は取消すことがあります。この場合、提案者において損害が生じても、本市はその損害について一切負担しません。

10 本補助事業担当

亀岡市役所 産業観光部 商工観光課

e-mail:mono-sangyou@city.kameoka.lg.jp

亀岡市役所 市長公室 ふるさと納税課

e-mail:furusato-sousei@city.kameoka.lg.jp

※ご質問は、7応募審査(7)質疑応答に記載の専用フォームからお願いします。